

入札参加者各位

福岡県道路公社理事長

入札契約事務に係る押印義務付け廃止について

今般、押印義務付けの廃止に向け見直しを検討したところ、下記のとおり押印義務付けを廃止することとしましたので、お知らせいたします。

記

1 押印不要とする書類

- ・ 請負代金内訳書
- ・ 専任を要する主任技術者（現場代理人）の兼務申請書
- ・ 指名停止業者との資材、原材料購入契約等承認申請書
- ・ 簡易な施工計画不履行協議書

2 署名又は記名押印とする書類

- ・ 不可抗力による損害に係る損害発生通知書
- ・ 不可抗力による損害に係る損害費用の負担について（請求）

3 その他

- ・ 押印不要とする書類について、押印してあることを理由に書類の修正又は再提出を求めることはありません。
- ・ 工事関係書類については、「土木工事共通仕様書」第1編共通編 第1章総則 第1節総則 1-1-1-2用語の定義 25. 書面 に記載のとおり、「署名または押印したものを有効」としているため、従来から押印の義務付けはしておりません。については、様式に「印」と記載のある場合であっても、署名して提出していただければ押印の必要はありません。